

秋田県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第六十七号

秋田県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県立都市公園条例施行規則（昭和五十年秋田県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を第二十三条とし、第二十条を第二十二條とし、第十九条を第二十一条とする。

第十八条第一項中「第九条」の下に「（第二項を除く。）」を加え、「様式による指定管理者」を「ところにより、指定管理者」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合における当該都市公園の管理についての第九条第二項の規定の適用については、同項中「第四条第一項第三号」とあるのは「第二十条第三項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項第三号」と、「別表第一」とあるのは「第十八条第一項の規定により読み替えて適用される別表第一条第二十条第三項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項の規定による行為の許可及び同条第三項の規定による変更の許可の項」とする。

第十八条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用料金の承認の申請）

第二十条 特定指定管理者は、条例第二十三条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、行為又は使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならぬ。

第十七条の次に次の一条を加える。

（特定指定管理者に管理を行わせる場合の行為の許可の申請等）

第十八条 指定管理者に管理を行わせる場合（当該指定管理者が特定指定管理者である場合に限る。次条第二項におい

て同じ。)における当該都市公園の管理についての第二条第一項及び第二項、第三条(第三号から第五号までを除く。)並びに第四条並びに別表第一条第四条第一項の規定による行為の許可及び同条第三項の規定による変更の許可の項及び同表の備考の規定の適用については、第二条第一項、第三条の見出し、同条第一号及び第四条の見出し中「第四条第二項」とあるのは「第二十条第三項の規定により読み替えて適用される条例第四条第二項」と、第二条第二項及び第三条第二号中「第四条第三項」とあるのは「第二十条第三項の規定により読み替えて適用される条例第四条第二項」と、第三条中「別に定める様式によるものとする」とあるのは「特定指定管理者が定める様式によらなければならぬ」と、第四条中「第四条第四項の規則で定める書類及び図面並びに条例第七条の規則で定める書類は、別表第一」とあるのは「第二十条第三項の規定により読み替えて適用される条例第四条第四項の規則で定める書類及び図面は、第十八条第一項の規定により読み替えて適用される別表第一条第二十条第三項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項の規定による行為の許可及び同条第三項の規定による変更の許可の項及び同表の備考」と、別表第一条第四条第一項の規定による行為の許可及び同条第三項の規定による変更の許可の項中「第四条第一項」とあるのは「第二十条第三項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項」と、同表の備考中「知事」とあるのは「特定指定管理者」とする。

2 特定指定管理者は、条例第二十条第三項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項又は同条第三項の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

別表第一中「第九条」の下に、「第十八条、第十九条」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県立都市公園条例施行規則第二十三条の規定による都市公園の管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。